

居宅介護支援事業 重要事項説明書

年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、「利用者」と及び「身元引受人」、「事業者」は、以下の条項に基づく重要事項説明書の内容と別紙にある個人情報利用等同意書に合意し、本重要事項説明書2通を作成、記名の上、各自その1通を保有します。

利用者（契約者） 住所 _____

氏名 _____

身元引受人 住所 _____

氏名（ 続柄 ） _____

署名代行人 住所 _____

氏名（ 続柄 ） _____

事業者 住所 奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号

事業者名 株式会社ひまわりの会

代表者名 酒 井 建 次

説明者 事業所名 _____

説明者氏名 _____

この重要事項説明書は、ご利用者が、居宅介護支援サービスを受けられるに際し、予めご利用者やそのご家族に対し、当事業所の運営規程の概要や従事者などの勤務体制、その他のご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1. 事業の目的

株式会社ひまわりの会が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（第1号被保険者）及び特定の疾患（16種）により要介護状態又は要支援状態にある人（第2号被保険者）に対し、サービスの公正中立且つ適正な指定介護支援を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

（株）ひまわりの会の介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用される方の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用される方の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように援助を行います。

3. 事業所の名称

- 「ぽれぽれ四条大路」 所在地 奈良市四条大路二丁目860番1号
電 話 0742-30-5244
- 「ぽれぽれ登美ヶ丘」 所在地 奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号
電 話 0742-30-5515

4. 職員の職種、人数及び職務内容

（1）職種、人数

職 種	ぽれぽれ四条大路	ぽれぽれ登美ヶ丘
介護支援専門員	4名以上	3名以上
事務員	1名	1名

（2）職務内容

職 種	内 容
介護支援専門員	居宅介護支援の提供にあたります。
事務員	事務一般の業務を行います。

5. 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は次のとおりです。

（1）営業日

月	火	水	木	金	土	日
営業しています					休業日	

国民の祝日及び年末年始 12 / 29 ~ 1 / 3 は休業します。

(2) 営業時間

午前 10 時～午後 5 時

(3) ぽればれ四条大路居宅介護支援事業所は電話による 24 時間連絡体制をとっています。

6. 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 利用者相談を受ける場所 ・ 訪問等

(2) サービス担当者間の連携 ・ サービス担当者会議の開催等

(3) 利用者宅居宅訪問頻度 ・ 1 回 / 月を目処に訪問します。

(4) サービス提供開始時

- ・ 指定居宅サービス事業所を複数紹介することについてご対応します。
- ・ 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由についてご対応します。
- ・ 当該居宅介護支援事業所ケアプランに位置付けた各サービスの割合等について (最終項 参照)

7. 事業の実施区域

事業の実施区域を奈良市（田原、柳生、大柳生、東里、狭川を除く）、大和郡山市、生駒市、天理市（福住、藤井町、仁興町、芦原町を除く）、木津川市、精華町とします。

8. 利用料

当事業所が行う居宅介護支援に対しては、ご利用者の負担はございません。ただし介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦、サービス料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を各市町村の窓口提供しますと、後日に払戻しとなる場合があります。

9. 苦情対応

当事業所は誠意をもって居宅介護支援事業を行いますが、万一疑義、苦情等が発生した時は、ひまわりの会「苦情・相談受付窓口」にお問い合わせください。

10. ハラスメントについて

利用者またはその身元引受人ないしご家族（内縁関係等の関係者を含む）職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。

ハラスメントが認められる場合はサービスの中断や契約を解除し、法的対応を取らせていただく場合があります

当者の施設やサービスの快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします

- (1) 身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為
例：コップを投げつける。たたく、唾を吐く
- (2) 精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する
- (3) セクシャルハラスメント・・・意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求など、性的ないやがらせ行為
例：必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す

1 1. 居宅介護支援サービスの特徴等

専門員の質的向上を図る為、ひまわりの会では研修の充実・業務体制の整備等積極的に実施しております。

1 2. 緊急時の対応方法について

サービスの提供中にご利用者の容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせに従って、ご家族、主治医、救急隊、協力医療機関などに連絡いたします。

1 3. 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関への連絡等の必要な措置を講ずるとともに、身元引受人に連絡を行います。また、必要に応じて市町村に報告します。

事故の発生によりご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、相当因果関係の範囲内の損害を賠償いたします。

ご利用者・身元引受人においては、医療機関が保険会社に利用者の個人情報を提供することの同意と診断書の取得手続きについてご協力ください。

1 4. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

1 5. サービス実施の記録と事業計画の閲覧について

- (1) 事業者は、介護計画及びサービスに関する記録をそのサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) ご利用者は事業者の営業時間内にその事業所において、事業計画を閲覧できます。

16. サービス内容に関する苦情

ぽれぽれ四条大路	電 話 0742-30-5244
ぽれぽれ登美ヶ丘	電 話 0742-30-5515
奈良県国民健康保険団体連合会	介護サービス相談苦情窓口
	電話0120-21-6899
奈良市福祉部介護福祉課	電話0742-34-5422
奈良市福祉部福祉政策課	電話0742-34-5196

17. 公正中立性の確保のための取り組みとして、以下の事項をお知らせします

- (1) 前6カ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合
- (2) 前6カ月に作成したケアプランにおける、訪問介護通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

「当該居宅介護支援事業所ケアプランに位置付けた各サービスの割合」

集計期間

☐前期： 年3月1日 ～ 年8月31日
☐後期： 年9月1日 ～ 年2月 末日

サービス名※		①		②		③	
訪問介護	%		%		%		%
通所介護	%		%		%		%
地域密着型通所介護	%		%		%		%
福祉用具貸与	%		%		%		%

(別紙)

個人情報利用等同意書

私及び私の家族は、貴社が私及び私の家族の個人情報を以下のとおり取得、利用及び第三者に提供することに同意します。

記

1 取得する個人情報

- ① 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレスなどの本人確認に関する情報
- ② 顔画像等の特定の個人を識別することができる情報
- ③ 健康情報、病歴、障害に関する情報
- ④ 金融機関口座に関する情報、決済及びその方法に関する情報
- ⑤ その他貴社への問合せ、ご連絡に関する情報

2 利用目的

- ① サービス提供のため。
- ② サービスの提供に伴い発生した会計・経理に関する業務、入退所等の管理及び事故の報告等のため。
- ③ 貴社が、利用者の利用する他の事業者の担当者との間で担当者会議を行い、情報を共有するため。
- ④ 支援事業所等との連携及び連絡調整のため。
- ⑤ サービス提供中に病院に行ったときに、医師・看護師等医療関係者に説明するため。
- ⑥ 損害賠償保険などに係る保険会社等へ相談又は届出等を行うため。
- ⑦ 利用の有無、利用時の様子に関し家族への状況を説明するため。
- ⑧ 上記各号にかかわらず、緊急を要する際に家族への連絡を行うため。
- ⑨ その他上記目的に付随する業務を行うため。

3 個人情報の第三者提供

上記2記載のうち③～⑨までの目的で第三者に個人情報を提供する。

以上